

家族の介護等を行う労働者に係る通勤災害保護制度について

1. 検討の背景

高齢化の進展とともに、家族の介護が労働者の生活に深く関わってきていることを踏まえ、また、平成19年4月18日大阪高裁判決（義父の介護のため通勤経路を逸脱した労働者に対する休業給付不支給決定を取り消すものとする判決。詳細は参考資料参照。）を踏まえ、労働者が同居していない介護対象者の家に定期的に通い、介護を行うケースについても通勤災害保護制度の対象とすることについて検討する必要がある。

2. 論点

（1）通勤途中で家族の介護を行う労働者を通勤災害保護制度の対象とすることについて

- 通勤途中で家族の介護を行う労働者を通勤災害保護制度の対象とする上で、どのような内容とするのが適当か。（介護を受ける対象者の範囲、介護の具体的内容、反復継続性等）

【検討の前提】

- ・ 労働者が介護対象者の家に定期的に通い、介護を行うケースを、「保護対象となる逸脱・中断」である「日常生活上必要な行為」に該当すると解することが適当である。
- ・ 「日常生活上必要な行為」とは、社会通念上、日常の生活を営む上で必要な行為であり、かつ、その態様が日用品の購入と同程度と評価できるものをいい、本人又は家族の衣、食、保健、衛生、教養のための行為及び公民権の行使に伴う行為等がこれに該当するものである [昭和58年8月2日基発第420号]。

[参考：介護休業制度の概要]

- ・ 労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業をすることができる。
- ・ 対象家族とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫である [育児・介護休業法第2条第4号、育児・介護休業法施行規則第2条]。

(2)(1)と同様の態様で行われる通勤途中で育児を行う労働者を通勤災害保護制度の対象とすることについて

- 通勤途中で育児を行う労働者を通勤災害保護制度の対象とすることについてどう考えるか。また、対象とする場合、どのような内容とするのが適当か。

【検討の前提】

- ・ 育児については、従来から、通達において、他に子供を監護する者がいない共稼労働者が託児所、親戚等に子供を預けるために採る経路などは、そのような立場にある労働者であれば、当然就業のためにとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路となるものと認められるとして、通勤災害保護制度の対象とされてきた [昭和48年11月22日基発第644号]。(育児についてはその態様からみて、多くのケースは既にカバーしているとみられるところ。)
- ・ 今般、労働者の家族の介護について、介護対象者を介護するために介護場所に労働者本人が滞在する必要がある場合について、通勤災害保護制度の対象とすることを検討するが、これとの関係で、育児場所に労働者本人が滞在して育児を行う必要がある場合について、介護の場合と同様に通勤災害保護制度の対象とすることを検討する必要があるのではないか。